

# 承認工事審査基準

## 1 車両出入口工事の承認基準

- (1) 車両出入口を設ける場合は、民地側に車庫、その他自動車の保管する場所がある箇所であること。
- (2) 道路の構造または機能上の効用を低下させるものではなく、かつ真にやむを得ないものであること。
- (3) 道路の交通に支障を及ぼさないものであること。
- (4) 道路法第2条の規定による道路施設、工作物、道路の附属物で引継ぎ可能なものであること。
- (5) 出入口幅は、出入りする主な自動車の種類を判断し、「設計要領」(1) 出入口幅規格表により決定する。〔参考-1〕

なお、以下の場合はこの限りではない。

  - ・ トレーラー又は特殊な車両が出入りする場所で、出入口幅規格表が適用できない場合は、車両の軌跡等により出入口幅及び構造を別途考慮することができる。
  - ・ 出入口幅は必要最小限とし、出入口幅規格表の値より縮小することができる。
- (6) 出入口の構造は、「設計要領」(2)、(3)、(4)、(5) 歩道切下げ舗装によるものとする。

なお、「設計要領」より出入口幅を縮小する場合においても舗装構成は減じないものとする。
- (7) 歩道幅員が狭く、歩道切下げにより歩道の平坦部幅員が十分確保できない場合は、特殊な縁石ブロックの使用などにより平坦部幅員の確保に努めること。なお、その場合、車両の腹こすりについても考慮すること。
- (8) 出入口は原則として車道方向と直角とする。ただし、やむを得ない場合は  $60^\circ$  とすることができる。

なお、隣接する出入口との間隔は、原則として出入角度  $90^\circ$  の場合 2m 以上、出入角度  $60^\circ$  の場合は民地側で 5m 以上かつ車道側で 2m 以上とすること。
- (9) 出入口は、原則として出入対象施設について 1 箇所とし、出入口を分離する必要がある施設等（ガソリンスタンド、ドライブインなど）特別の事情がある場合及び特に大型の貨物自動車の出入りする場合は、2 箇所まで承認することができる。

なお、出入口を 2 箇所設ける場合の出入箇所の間隔は、歩道民地側において 5m 以上とすること。
- (10) 官庁等で特に出入りする交通量が多い場合は、切開等を考えること。
- (11) 出入口以外の場所から自動車が入り出るおそれのある場合は、駒止め等を設け車両が出入口以外の場所から出入りできないような措置をとらせること。
- (12) 出入口箇所に側溝がある場合は、必要に応じ既設側溝の補強及び側溝蓋を設置させること。
- (13) 工事費の負担については、「工事費の負担方法」によること。〔参考-2〕
- (14) 次に定める区域は原則として認めないものとする。〔参考-3〕
  - ア 横断歩道の中及び前後 5m 以内の部分。
  - イ トンネルの前後 50m 以内の部分。
  - ウ バス停留所、路面電車の停留所の中、ただし停留所を表示する標柱または標示板のみの場合は、その位置から前後 10m 以内の部分。
  - エ バス停留帯の部分。
  - オ 地下道の出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5m 以内の部分。
  - カ 交差点（総幅員 7m 以上の道路の交差する交差点をいう。）の中及び交差点の側端または道路の曲がり角から 5m 以内の部分、ただし T 字型交差点のつきあたりの部分を除く。

- キ 交差道路（総幅員 7m 未満の道路）の側端または道路の曲がり角から 2m 以内の部分。
- ク 橋の部分。
- ケ 交通信号機、道路照明、標識等の移転を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移転をする場合は除く。
- コ 道路の横断勾配が特に急勾配（8%以上）の箇所。
- サ 消防用機械器具の置場、消防用防火水槽の道路に接する出入口から前後 5m 以内の部分。
- シ 消火栓から前後 5m 以内の部分。
- ス 火災報知器から 1m 以内の部分。
- セ その他道路管理上及び交通安全上支障があると認められる箇所。

※ 車両出入口工事申請の目的が、民家等にその家屋所有者の自動車が出入りするもので、自動車の出入りの回数が少ない場合であり、道路管理上及び交通安全上特に支障のないと認められる場合は、上記ア～スは適用しないことができるものとする。

## 2 取付け道設置(市道が取り付けられ又は交差する場合)の承認基準

- (1) 申請の道路は、道路構造令が定める規格に見合った隅切りを付けさせること。
- (2) 官民境界には、原則として原因者の負担において側溝等を築造させること。既設の側溝がある場合は、恒久的な側溝等に改築させること。また、管渠は原則として排除させること。
- (3) 申請の道路が市管理道路に向かって下り勾配の場合、申請道路の排水は別途考慮すること。なお、やむを得ない場合で市管理道路の側溝に余裕がある場合は承認できるものとする。
- (4) 申請の道路を市管理道路と同質の舗装で施工させること。
- (5) 官民境界を明らかにさせること。(必要な場所に境界柱を 2 本以上設置させること)
- (6) 申請道路の規模に応じて道路標識令により道路標識を設置させること。
- (7) 交差点の形状に応じて道路照明施設設置基準により道路照明を設置させること。

## 3 法面埋立、切取等の承認基準

- (1) 切土、盛土の施工高及び縦断勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させること。
- (2) 地形条件等から必要により官民境界沿いに U 型、L 型、半円形等の側溝を設置する場合は、種類、構造、勾配等について隣接地区における状況を考慮し、道路管理者において決定するものとする。
- (3) 盛土の場合は、良質土（道路管理者が定める）をもって盛土し、道路に影響を及ぼさない構造とすること。
- (4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要のある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する構造物とすること。
- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさない構造のものであること。
- (6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、道路管理者の指定する蓋の設置及び側溝の補強を行うこと。
- (7) 現場打側溝を新設する場合は、土木構造物標準設計を原則とする。  
なお、既設側溝を利用する場合は、構造物の状態を十分調査し補強方法を決定すること。
- (8) 盛土及び切土の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する部分の構造は、道路土工要綱等を参考にすること。なお、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとらせること。

- (9) 請願工事の目的が駐車場、ドライブイン、ガソリンスタンド等の場合で、出入口以外の場所から自動車が入り出るおそれのある場合は、民地に駒止め等を設け車両が出入口以外の場所から入り出できないような措置をとらせること。
- (10) 盛土法勾配は1割5分以上、切土法勾配は1割以上とすること。  
(法面は芝又はブロック張とすること。)

#### 4 道路予定区域（道路法第91条第1項）における許可行為の審査基準

道路予定区域における許可を行うに当たり、

- ・ 当該道路工事の施行時期
- ・ 当該道路予定区域の権原の取得の時期及び方法
- ・ 当該道路予定区域の形質変更又は当該工作物の新築等の内容（構造、移転除却の難易度等を含む。）及び期間
- ・ 当該道路予定区域の従来の利用方法 等

を総合的に勘案して判断し、道路工事の施行上著しい支障を及ぼさない場合に許可することができるものであること。

なお、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で以下に掲げる場合には、原則として許可するものとする。

- ① 非常災害のため必要な応急措置として行う工作物の大修繕等並びにこのために行う土地の形質変更
- ② 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の新築等又は土地の形質変更
- ③ 既存の工作物の管理のために必要な土地の形質変更
- ④ 現に農林業を営む者が農林業を営むために必要な土地の形質変更

#### 5 その他

前項以外の承認工事については、道路構造令のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によること。

[参考-1] 「設計要領」

- (1) 出入口幅規格表（標準最大値）  
 主な自動車の種類を判断し下表より決定する。

(H20.2.5 付け道保第 298 号県土整備部長通知)

車種別区分	出入口幅	摘要
	出入角度 90°	
小型自動車（乗用、小型貨物自動車等（2t 程度））	4.2 m	
中型自動車 （普通貨物自動車、大型貨物自動車等（6.5t 以下））	7.0 m	
大型自動車（大型貨物自動車（6.5t を超えるもの））	10.0~12.0 m	Max 12.0 m

普通自動車（大型貨物自動車（6.5t を超えるもの））

単位：m

歩道幅員 車道幅員	1.5	2.0	2.5	3.0	3.5	4.0	4.5
3.25	11.0	11.0	12.0	—	—	—	—
3.50	11.0	11.0	12.0	12.0	12.0	12.0	12.0
3.75	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0	11.0
4.00	10.0	10.0	10.0	11.0	11.0	11.0	11.0

※ 車道幅員は路肩を含む。

[注] 原則は 90°（車道方向と直角）とする。

## 歩道切下げ舗装

### (2) コンクリート舗装

舗装構成		出入口幅	コンクリートの仕様
コンクリート版厚	路盤厚		
15 cm	10 cm	$W \leq 4.2\text{m}$	$\sigma_{28} = 210\text{kg/cm}^2$ 粗骨材最大寸法 40mm or 25mm スランプ 8 cm
20 cm	20 cm	$4.2\text{m} < W \leq 7\text{m}$	
25 cm	25 cm	$7\text{m} < W$	

- [注] 1) 特殊な事情があり、やむを得ない場合は別途舗装構成等を考慮することができる。なお、出入りする主な自動車の種類が小型自動車で、計算式（軌跡図）により出入口幅を決定した場合（当該小型自動車1台分の出入口幅である場合に限る。）には、出入口幅が4.2mより広いときであっても、4.2m以下の舗装構成とすることができる。
- 2) 路盤材料の設計密度は車道並とする。
- 3) 路盤材料は、再生材の使用を原則とする。

### (3) アスファルトコンクリート舗装

舗装構成		出入口幅	適用
アスファルト厚	路盤厚		
5cm	25cm	$W \leq 4.2\text{m}$	表層は密粒度アスコン 基層は粗粒度アスコン 路盤は粒調碎石又は粒調鉄鋼スラグ (MS)
10 (5+5) cm	25cm	$4.2\text{m} < W \leq 7\text{m}$	
15 (5+10) cm	30cm	$7\text{m} < W$	

- [注] 1) 特殊な事情があり、やむを得ない場合は別途舗装構成等を考慮することができる。なお、出入りする主な自動車の種類が小型自動車で、計算式（軌跡図）により出入口幅を決定した場合（当該小型自動車1台分の出入口幅である場合に限る。）には、出入口幅が4.2mより広いときであっても、4.2m以下の舗装構成とすることができる。
- 2) 上表は新規工事に適用する。ただし、既得権により修復する場合のアスファルト及び路盤厚さは、車種区分により、決定するものとする。
- 3) 路盤材料の設計密度は車道並とする。
- 4) 舗装材料は、再生材の使用を原則とする。

(4) 透水性舗装

舗装構成			出入口幅	適用
アスファルト厚	路盤厚	フィルター層		
5cm	35cm	15cm	$W \leq 4.2\text{m}$	表層は透水性アスコン 路盤は切込砕石（0～40） フィルター層は砂

- [注] 1) 中型自動車以上の車両の出入りの場合は、(3) アスファルトコンクリート舗装とすること。
- 2) 特殊な事情があり、やむを得ない場合は別途舗装構成等を考慮することができる。なお、出入りする主な自動車の種類が小型自動車で、計算式（軌跡図）により出入口幅を決定した場合（当該小型自動車1台分の出入口幅である場合に限る。）には、出入口幅が4.2mより広いときであっても、4.2m以下の舗装構成とすることができる。
- 3) 上表は新規工事に適用する。ただし、既得権により修復する場合のアスファルト及び路盤厚さは、車種区分により、決定するものとする。
- 4) 路盤材料の設計密度は車道並とする。
- 5) 舗装材料は、再生材の使用を原則とする。

(5) 組み合わせブロック（インターロッキング）舗装

舗装構成				出入口幅	適用
ILB厚	敷砂厚	路盤厚(上)	路盤厚(下)		
8cm	3cm	10cm	15cm	$W \leq 4.2\text{m}$	上層路盤は粒調砕石又は粒調鉄鋼スラグ（MS） 下層路盤はクラッシャーラン又はクラッシャーラン鉄鋼スラグ（CS）
8cm	3cm	15cm	25cm	$4.2\text{m} < W \leq 7\text{m}$	
8cm	3cm	30cm	30cm	$7\text{m} < W$	

- [注] 1) 特殊な事情があり、やむを得ない場合は別途舗装構成等を考慮することができる。なお、出入りする主な自動車の種類が小型自動車で、計算式（軌跡図）により出入口幅を決定した場合（当該小型自動車1台分の出入口幅である場合に限る。）には、出入口幅が4.2mより広いときであっても、4.2m以下の舗装構成とすることができる。
- 2) 路盤材料の設計密度は車道並とする。
- 3) 路盤材料は、再生材の使用を原則とする。

[参考-2] 「工事費の負担方法」

工事費の負担方法については、歩道切下げ工事が実施される状況により下記に区分し決定する。

歩道切下げ工事の費用負担方法について

項 目	費用負担及び施行区分	備 考
① 歩道切下げを伴う出入口設置申請の時期が歩道工事（道路管理者施行）の施行時期でない場合	すべて出願者負担	
② 歩道切下げを伴う出入口設置申請の時期が歩道工事（道路管理者施行）の施行時期に当る場合	縁石及び街渠底版の補強を含む工事は道路工事施行者（市）負担とし、歩道舗装及び側溝補強は出願者負担	申請書と施工業者が契約する例が多い。
③ 歩道工事の施行時期に既設の出入口があって歩道工事により改良を要する場合	道路管理者負担	
④ 新たに歩道を設ける場合で沿道に車庫があり自動車の出入口を既得権として認めるとき	道路管理者負担	
⑤ 上記4の既得権を認めないとき	すべて出願者負担	
⑥ 歩道切下げの設置が補償的要素（法第70条）のある場合	道路管理者負担（施工）	

